

平成 20 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

# 小論文問題紙

A日程

平成 19 年 10 月 27 日

10 : 00 ~ 12 : 00 ( 120 分 )

( 200 点 )

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 小論文の問題紙は 1 ページから 4 ページである。
3. 解答用紙は、問 1、問 2 および問 3 の 3 枚である。解答用紙の追加は認めない。
4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北 海 学 園 大 学

問題 次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。

1977年5月のある日、三重県鈴鹿市の新興住宅団地で、後に「隣人訴訟事件」と呼ばれる事件が起こった。同地で近所に住むA夫妻とB夫妻は、幼稚園に通う子供を通じて、数年前より付き合いがあった。当日、A夫妻の長男C（当時3歳4ヶ月）は、B宅で、Bの三男Dと遊んでいた。B宅では大掃除をしていた。A夫人が買い物に行くため、B宅に立ち寄り、Cを連れて行こうとした。ところがCがこれを拒んだ。以下、裁判所の認定によると、「B氏の口添えもあり、A夫人はCをそのままDと遊ばせておくこととし、B夫人に、使いに行くからよろしく頼む旨を告げ、B夫人も、子供達が二人で遊んでいるから大丈夫でしょうとってこれをうけた」というやりとりがあった。ところが、B夫人が大掃除のためしばらく目を離していたあいだに、Cは近所の溜池に入り、溺死した。この溜池は、前年に建設業者が土砂の採取のため掘削工事をし、水深が深くなっていたが、危険防止のための防護柵の設置などはなされていない。B夫妻はDに対し、池に近寄らないよう注意していたが、A夫妻はCに対し同様な注意をすることがなかった。事件の内容は、おおよそ以上のようなものであった。

その後、A夫妻とB夫妻のあいだに十分な話し合いがないまま、同年12月になって、A夫妻はB夫妻を相手にして、Cの死亡による損害賠償を求めて、津地方裁判所に民事訴訟を提起した。その根拠として、A夫妻は、（もちろん弁護士を介してであるが）上述のやりとりで、A夫人とB夫妻のあいだで、Cを預かるという契約が成立し、B夫妻は十分注意してCを保護監督しなければならないのに、それを怠ったためCが死亡したから債務不履行になるので、損害賠償を求め、それが認められないとしても、B夫妻は過失によりCを死亡にいたらしめたので、不法行為（故意または過失により他人に違法に損害を与えた者は、被害者に対し損害を賠償する制度）による損害賠償を求め、と主張した。なおA夫妻は、B夫妻のほか、鈴鹿市、三重県、国、溜池を深く掘った建設業者も被告に加えた（B夫妻以外の被告については、いずれも請求が棄却されたので、以下省略する）。

津地方裁判所は、1983年2月25日に、おおよそ以下のような判決をくださった。まず契約責任については、前述のようなやりとりがあっただけでは、A夫人とB夫妻のあいだに契約の成立が認められないので、B夫妻の責任は生じないとされた。しかし、不法行為については、B夫妻はCが池に入る危険性があることを予見できたのに、適当な措置をとるべき注意を怠ったから過失があるとされて、責任が認められた。もっとも、損害賠償額については、B夫妻は好意でCを預かったのであるし、またCの死亡についてはA夫妻の日頃のしつけが悪かった（池に入らないように注意をするのを怠った）のも原因だとし、過

失相殺（被害者にも過失があるときは損害賠償額を減少する制度）により、損害総額の 3 分の 1 にあたる 526 万円余りの支払いを命じた。

この判決がテレビや新聞で報道されたところ（とくに新聞は「隣人の好意につらい裁き」など判決の結論に批判的な見出しで報道）、A 夫妻あてに抗議や非難の電話と手紙が殺到した（数日間に 600 本くらいの電話があり、その多くが A 夫妻を「おまえは死んだ子供を種にして金をゆすりとるのか」など口汚くののしるものであり、同様な内容の手紙も 55 通配達されたといわれる）。このため A 夫妻は訴えを取り下げざるをえなくなり、さらに控訴をした B 夫妻も、今度はおまえはなぜ取り下げに同意しないのかという非難の電話が殺到したため、この取り下げに同意し、事件は不毛のうちに決着した。なお、A 氏は仕事を失い、転居をよぎなくされたとのことである。

本件に対する国民の一部の過剰反応に対し、法務省は、同年 4 月 8 日に、このように訴えを提起したこと自体やその後の訴訟上の対応などを非難した多数の侮辱的ないし脅迫的な内容の投書や電話が A B 両家に殺到したため、A は訴えを取り下げざるをえなくなり、また B もそれに同意せざるをえなくなったのであって、このことにより国民の裁判を受ける権利が侵害された、これはきわめて遺憾なことであるという見解をのべた。

また、当時のある新聞の「社説」は、つぎのように述べている。

「三重県鈴鹿市で幼児が母親の留守中にため池に落ち、水死した事故をめぐる、近隣の夫婦の間で争われた裁判で、勝訴した原告の夫婦に全国から電話や手紙によるいやがらせが相つぎ、それにたえかねた原告は 7 日、訴訟の取り下げ手続きをとった。

近隣社会の紛争解決のあり方や、憲法の掲げる「裁判を受ける権利」の保障、意見を異にする人をすぐ村八分にしががる心理など、今回のできごとの根底には、私たちに深刻な反省を迫る幾多の問題が横たわっているように思われる。

原告夫婦へのいやがらせは判決直後から始まり、電話は 600 本、はがきや手紙は 50 余通にのぼった。長女は学校でいじめられ、夫は電気工事の仕事を打ち切られ、転業を余儀なくされたという。

もともと、この訴訟では県や市も被告になっていたが、判決で県や市の過失が認められなかったために、「隣人」の責任ばかりが浮き彫りにされた。だが、善意で預かった子の死亡事故で預かり主が賠償を命じられた例はないわけではなく、判決は法の世界では決して非常識なものではない。

にもかかわらず、今回の判決に違和感をいだくひとびとが多く、結果的に陰湿ないやがらせを誘発したのは、私たちの間で、近隣紛争の解決を法や裁判に訴えることへの抵抗が

根強いことによるのだろう。

日本人は家庭や近隣間の問題に法が介入するのを伝統的にきらう傾向が強い。それは一つには、同質性の高い地域社会では慣習などに基礎を置く生活規範で秩序を維持し、住民間の利害を調整することができ、あえて法の介入を必要としなかったためである。

それに加えて、明治政府による近代法の導入が、不平等条約改正のため法治国家の対面を整えるという目的で、性急に、政治的に強行されたという事情も見落とせない。法の建前と現実の生活規範とのズレは、過去百年にわたり日本の法律文化を彩ってきた顕著な特色なのである。

もちろん紛争をどのように解決するかは個人の哲学や感情の問題である。社会や文化の型とも深くかかわっている。

今回のような事件で原告に反感を抱く人がいるのは、日本の社会では不思議はない。何事も裁判に訴える傾向の強い欧米でも、訴訟による解決は社会的コストがかかりすぎると、反省の声がきかれる昨今である。

しかし、近隣紛争に発する訴訟が増加傾向にあるという現実は、地域社会内部の紛争処理能力が次第に失われつつあることを物語っているのではないだろうか。

『裁判を受ける権利』が憲法で保障されている体制のもとでは、法と裁判は万能ではないにせよ、ごく当たり前の紛争解決の手段であるはずである。そうした意味で広い視野で今回の訴訟の行方を見守る度量が、私たちにあってよかったのではないか。

訴訟に訴えたことに疑問を持つひとびとでも、原告夫婦に加えられた匿名のいやがらせを是認はしまい。民主主義は意見の多様性を尊重する政治制度であるが、それだけに発言には責任が伴う。

自分を安全な位置におき、そこから相手の人格を攻撃する匿名のいやがらせは卑怯で、民主主義社会と相いれない。コミュニケーションの発達により被害が深刻になりがちであるだけに、なおさら許されまい」。

(「近隣訴訟と法の役割」昭和 58 年 3 月 9 日 朝日新聞「社説」)

問1 当時は、隣人を裁判に訴えたということに対して、社会的な批判や疑問があった。この点について、あなたの考えを述べなさい。また、かりに、あなたがA夫妻から相談を受けた場合はどのような解決方法を勧めますか(80点)

問2 本件では、B夫妻はA夫妻に536万円あまりを支払うべきことが、裁判所によって命ぜられました。526万円は、当時の物価としてはかなりの大金です。あなたは素人なりにこの判決の結論をどう思いますか。(60点)

問3 問題文中に掲載した新聞の「社説」は、「法の建前と現実の生活規範とのズレ」を「日本の法律文化を彩ってきた顕著な特色」と述べている(下線部)。この点について、あなたの考えを述べなさい。(60点)